

地縁による団体の認可事務の状況等に
関する調査結果（平成8年度）

平成9年1月

自治省行政局行政課

はじめに

平成3年4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、いわゆる自治会、町内会等が市町村長の認可によって法人格を取得し、不動産等の登記上の権利を有することとなる認可地縁団体制度が導入されて以来、5年が経過している。

前回の地縁団体に関する実態調査を実施して以来時間が経過していることから、今般、市町村における地縁団体の認可事務の状況等に関する調査を実施し、その調査結果が取りまとまったところである。市町村におかれては、認可地縁団体制度が円滑に運用されている一方、実際の認可事務に当たってその認定判断等に苦心される場合もあると承知しているが、今回の調査結果が、今後の地縁団体の認可事務の参考となれば幸いである。

最後に、調査の実施に当たっては、都道府県担当課を通じて全市町村に調査表を配布し、回答を求める方法によったが、関係各位のひとかたならぬ御協力に感謝申し上げる次第である。

平成9年1月

自治省行政局行政課

地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果について

I 調査対象

地方自治法第260条の2第1項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、その区域の住民相互の連絡を行う等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものを対象とする（但し、婦人会、子供会、青年団等の団体は含まないものとする。）。

なお、同項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するために市町村長の認可を受けた場合には、「認可地縁団体」というものとする。

II 調査基準日

本調査の基準日は、原則として平成8年8月1日とする。

III 調査結果

別添のとおり

(別 添)

1 地縁団体の名称別総数の状況

自治会、町内会等の地縁団体は、その名称や活動範囲も極めて多様であり、厳密な意味での実態把握は困難であるが、市町村を介して把握した地縁団体の総数及び名称別内訳は、表1のとおりである（「参考資料 表1 地縁団体の名称別総数一覧」参照）。

表1

名 称	自治会	町内会	町 会	部落会	区 会	区	その他	合 計
数	99,998	69,406	15,206	22,714	5,813	43,268	36,822	293,227
構成比	34.1%	23.7%	5.2%	7.7%	2.0%	14.7%	12.6%	100.0%

2 年度別認可地縁団体総数等の状況

(1) 年度別認可地縁団体数

地方自治法第260条の2第2項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、同法第260条の2第14項により、認可を受けた地縁団体が所定の要件を欠くこととなる等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成5年度以降の各期間の末日時点で現存する認可地縁団体の総数等は、表2のとおりである（「参考資料 表2 年度別認可地縁団体総数一覧」参照）。

表2

区分	期間	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平8.4.1～ 8.8.1
認可地縁団体総数 (対前年度増加率)		4,058 (-%)	6,017 (48.3%)	7,926 (31.7%)	8,691 (9.7%)
	当該期間中の認可地縁団体数	2,154	1,960	1,914	765
	当該期間中の認可取消団体数	1	1	5	0

(注)「認可地縁団体総数」とは、各期間の末日時点で現存する認可地縁団体の総数である。

(2) 認可地縁団体所在市町村数

今回の事態調査は全市町村が対象となっており、このうち、認可地縁団体が所在する市町村数は以下のとおりである（「参考資料 表3 認可地縁団体所在市町村数一覧」参照）。

① 全都道府県内市区町村総数	3,255 団体(a)
② 認可地縁団体所在市町村総数	1,417 団体(b)
割合 ((b)/(a))	43.5 %

3 目的別認可地縁団体数の状況

地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目的等を掲げた規約を定めておく必要があり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体の規約に定められた目的別に認可地縁団体数を表すと、表3のとおりである。

表3（複数回答あり）

区 分	団体数（割合）
住民相互の連絡（回覧版、会報の回付等）	7,740 (89.1%)
集会施設の維持管理	7,111 (81.8%)
区域の環境美化、清掃活動	7,564 (87.0%)
道路、街路灯等の整備・修繕等	1,962 (22.6%)
防災、防火	2,862 (32.9%)
交通安全、防犯	2,413 (27.8%)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	2,537 (29.2%)
スポーツ・レクリエーション活動	3,119 (35.9%)
文化レクリエーション活動	3,135 (36.1%)
慶弔	1,270 (14.6%)
独居老人訪問等社会福祉活動	1,488 (17.1%)
行政機関に対する要望、陳情等	1,465 (16.9%)
その他	2,892 (33.3%)

(注)「割合(%)」は、全認可地縁団体総数に対する割合である。

4 認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別地縁団体数等の状況

地方自治法第260条の2第2項第3号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

地縁団体の認可時における構成員数の規模別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、表4のとおりである。

表4

区分 構成員数の規模	認可地縁 団体数	加入率別内訳			
		50%未満	50~70%	70~90%	90~100%
50人未満	372	93	18	29	232
50人以上～100人未満	908	106	76	124	602
100人以上～300人未満	3,085	118	251	523	2,193
300人以上～500人未満	1,532	32	154	301	1,045
500人以上～1000人未満	1,547	30	168	310	1,039
1000人以上	1,234	20	198	355	661
合計	8,678	399	865	1,642	5,772

(注)認可地縁団体数の合計値が「2 地縁団体の年度別認可状況等」における基準日時点の認可地縁団体数と一致しないのは、認可時の状況が不明な団体があるためである(13団体)。

5 地縁団体認可のための事務処理日数別件数の状況

(1) 認可申請受理から認可決定までの所要日数別件数

地縁団体から認可申請を受理した市町村長は、所定の要件に該当していると認めるときは認可しなければならないとされている。

具体的に認可申請を市町村長が受理し、市町村長が認可決定をするまでに要した事務処理の日数別にその件数を表すと、表5-1のとおりである。

表5-1

期 間	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平8.4.1～ 8.8.1
1週間以内	725 (33.7 %)	669 (34.1 %)	731 (38.3 %)	269 (35.0 %)
2週間以内	588 (27.3 %)	579 (29.5 %)	553 (29.0 %)	257 (33.5 %)
3週間以内	294 (13.6 %)	283 (14.4 %)	259 (13.6 %)	111 (14.5 %)
4週間以内	186 (8.6 %)	166 (8.5 %)	142 (7.4 %)	61 (7.9 %)
8週間以内	240 (11.1 %)	170 (8.7 %)	150 (7.9 %)	52 (6.8 %)
8週間超	122 (5.7 %)	94 (4.8 %)	73 (3.8 %)	18 (2.3 %)
合 計	2,155 (100.0 %)	1,961 (100.0 %)	1,908 (100.0 %)	768 (100.0 %)

(2) 地縁団体の認可時に係る標準処理期間の設定市町村数

行政手続法第6条では、行政庁が申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされており、この趣旨に則り、地縁団体の認可事務に係る標準処理期間の設定を行っている市町村数は、表5-2のとおりである。

表5-2

区 分	団体数(構成比)
1週間以内	72 (10.7%)
2週間以内	290 (43.2%)
3週間以内	83 (12.3%)
4週間以内	27 (4.0%)
6週間以内	165 (24.6%)
8週間以内	15 (2.2%)
8週間超	20 (3.0%)
合 計	672 (100.0%)

6 認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付状況

(1) 証明書の年度別発行件数

地方自治法第260条の2第10項により、市町村長が申請のあった地縁団体を認可したときは告示することとされており、また、同条第12項においては、何人も市町村長に対して、告示した事項に関する証明書の交付を請求することができることとされている。

市町村長が請求を受け、実際に証明書を発行した市町村数及び交付件数は、表6のとおりである。

表6

期間 区分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平8.4.1～ 8.8.1
発行市町村数	671	754	855	618
交付件数	3,422	3,795	4,146	1,942
地縁団体数	2,248	2,446	2,722	1,401

(2) 証明書交付手数料の徴収市町村数

市町村においては、条例の定めるところにより、当該市町村の事務で特定の者のためにするものについて、手数料を徴収することができることとされている。

前記の証明書を交付する際にも、これに該当し手数料を徴収することができるものであるが、その徴収の状況は以下のとおりである。

① 条例の制定(又は改正)により手数料を徴収している	217	団体(a)
② 既存の条例で手数料を徴収している	1,158	団体(b)
③ 徴収していない	1,880	団体
合計	3,255	団体(c)
割合 ((a)+(b))/(c)	42.2	%

7 認可地縁団体の告示事項等の変更状況

(1) 告示事項別変更届出済み認可地縁団体数

地方自治法第260条の2第11項の規定において、市町村長の認可を受けた地縁団体で、告示された事項に変更が生じた場合、当該市町村長に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ることとされている。

認可地縁団体の名称等の告示事項別に届出のあった認可地縁団体数の状況は、表7-1のとおりである。

表7-1 (複数回答あり)

区分	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平8.4.1 ~8.8.1	合 計
名 称	7	4	10	11	32
規約に定める目的	6	9	12	7	34
区 域	21	28	33	41	123
事務所	153	248	330	292	1,023
代表者氏名・住所	598	1,086	1,574	1,420	4,678
その他	5	12	21	13	51
合 計 (純計)	686	1,219	1,792	1,553	5,250

(注)「合計(純計)」は、重複分を除いた純粋な合計値であり、各期間中に何れかの告示事項を変更した地縁団体の総数である。

(2) 規約事項別変更認可申請済み認可地縁団体数

地方自治法第260条の2第15項の規定により準用される民法第38条第2項において、認可地縁団体の規約を変更する場合には、市町村長の認可を得なければならないこととされている。

地縁団体の目的等、規約に掲げられる事項別に変更の認可を受けた認可地縁団体数の状況は、表7-2のとおりである。

表7-2 (複数回答あり)

区分	期間	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平8.4.1 ~8.8.1	合 計
目 的		9	9	13	16	47
名 称		7	2	7	10	26
区 域		17	23	29	42	111
事務所の所在地		51	72	109	70	302
構成員の資格事項		3	5	8	4	20
代表者関係事項		99	161	244	174	678
会議関係事項		8	6	8	9	31
資産関係事項		9	9	16	4	38
その他		18	31	53	32	134
合 計 (純計)		200	287	435	311	1,233

(注)「合計(純計)」は、重複分を除いた純粋な合計値であり、各期間中に何れかの規約事項の変更を行った地縁団体の総数である。

8 認可地縁団体制度に関する研修会等の開催状況

平成5年4月以降、認可地縁団体制度に関する研修会等を実施した市町村数及び研修会の開催回数については、表8のとおりである(なお、市町村が主催した研修会の他に、住民等の依頼に応じて市町村が実施した研修会も含む。)

また、都道府県においても、平成5年4月以降、4県で5回の研修会が開催されている。

表8

区分	期間	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平8.4.1 ~8.8.1	合 計
開催市町村数		93	86	88	60	327
開催回数		132	115	114	68	429

9 保有資産別認可地縁団体数の状況

市町村長の認可を申請する地縁団体は、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録を、申請時にこれらの不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録を申請時には備えておく必要がある。

認可地縁団体の保有資産目録及び保有予定資産目録に記載されている保有資産別の認可地縁団体数を表すと、表9のとおりである。

表9 (複数回答あり)

区 分	団体数 (割合)
土地の所有権	7,837 (90.2%)
土地の賃借権	356 (4.1%)
建物の所有権	6,316 (72.7%)
建物の賃借権	59 (0.7%)
立木の所有権	209 (2.4%)
立木の抵当権	6 (0.1%)
国 債	12 (0.1%)
地方債	0 (-%)
社 債	8 (0.1%)
その他	323 (3.7%)

(注) 「割合(%)」は、全認可地縁団体総数に対する割合である。

10 認可地縁団体の不動産等登記取得の状況

(1) 不動産等登記取得の原因別認可地縁団体数

市町村長の認可を受けた地縁団体は、不動産等を有している場合、不動産等登記を取得することが可能となる。

その取得の原因別に認可地縁団体数の状況を表すと、表10-1のとおりである。

表10-1

区分	期間	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平8.4.1 ~8.8.1	合 計
個人名義から変更		524	501	562	193	1,780
複数人名義から変更		780	667	705	238	2,390
公共団体名義から変更		82	83	100	36	301
その他		121	111	125	64	421
合 計		1,507	1,362	1,492	531	4,892

(2) 不動産名義変更時の問題点

地縁団体名義に登記を変更し、不動産等登記を取得するまでの問題点として挙げた認可地縁団体の状況は、表10-2のとおりである。

表10-2

区分	期間	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平8.4.1 ~8.8.1	合 計
名義人(又は相続人)の同意を得るのが困難		103	70	106	37	316
構成員の同意を得るのが困難		13	6	5	5	29
名義変更時点の構成員の把握が困難		22	19	28	7	76
法務局の登記手続に時間を要した		13	17	25	6	61
法務局職員が制度を十分に把握していない		8	2	5	2	17
司法書士が制度を十分に把握していない		9	8	11	2	30
その他		29	35	38	19	121

参 考 资 料

表1 地縁団体の名称別総数一覧

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
1 北海道	2,941	10,319	694	600	128	1,166	588	16,436
2 青森県	165	2,077	691	518	32	3	100	3,586
3 岩手県	1,274	745	8	720	0	441	499	3,687
4 宮城県	537	1,660	24	563	152	1,263	792	4,991
5 秋田県	966	2,624	92	1,896	22	3	76	5,679
6 山形県	650	1,277	199	1,015	93	490	654	4,378
7 福島県	398	2,190	282	523	41	2,330	290	6,054
8 茨城県	3,833	3,711	8	0	1,073	2,171	1,355	12,151
9 栃木県	3,035	83	334	0	85	950	43	4,530
10 群馬県	416	408	131	74	0	2,013	112	3,154
11 埼玉県	4,045	324	524	0	206	1,725	263	7,087
12 千葉県	3,405	846	1,419	347	224	2,006	1,333	9,580
13 東京都	4,643	185	3,266	3	0	3	639	8,739
14 神奈川県	4,801	1,539	232	0	12	129	344	7,057
15 新潟県	1,953	2,813	2	1,308	47	1,290	1,188	8,601
16 富山県	1,266	2,230	0	281	12	435	235	4,459
17 石川県	25	2,124	295	0	12	576	1	3,033
18 福井県	1,498	221	72	0	38	1,820	10	3,659
19 山梨県	1,141	0	0	4	55	1,355	6	2,561
20 長野県	836	609	90	829	347	1,878	527	5,116
21 岐阜県	5,980	1,401	0	96	240	1,072	152	8,941
22 静岡県	2,056	2,417	0	85	46	979	3,555	9,138
23 愛知県	826	4,364	0	225	247	1,166	5,590	12,418
24 三重県	1,908	150	27	46	41	857	342	3,371
25 滋賀県	2,177	352	0	0	18	690	7	3,244
26 京都府	1,426	972	0	46	6	988	93	3,531
27 大阪府	6,146	300	5,660	0	6	224	221	12,557
28 兵庫県	6,075	1,051	18	676	201	604	1,433	10,058
29 奈良県	3,169	231	0	0	26	273	54	3,753
30 和歌山県	1,560	985	1	45	187	926	5	3,709
31 鳥取県	887	319	0	846	71	278	312	2,713
32 島根県	2,175	1,298	13	225	129	62	253	4,155
33 岡山県	632	6,509	0	1,580	722	362	4,503	14,308
34 広島県	1,613	4,509	7	974	185	752	1,931	9,971
35 山口県	5,051	277	0	770	68	784	527	7,477
36 徳島県	1,147	2,295	12	1,170	54	76	1,259	6,013
37 香川県	4,873	0	0	0	0	0	67	4,940
38 愛媛県	2,921	1,156	0	1,180	58	958	374	6,647
39 高知県	408	1,034	0	2,385	99	293	317	4,536
40 福岡県	789	1,543	1,098	30	55	2,938	2,653	9,106
41 佐賀県	620	154	0	584	18	1,036	72	2,484
42 長崎県	1,939	709	6	493	125	71	373	3,716
43 熊本県	1,398	345	0	685	208	2,524	142	5,302
44 大分県	2,005	37	0	393	243	1,899	112	4,689
45 宮崎県	1,120	74	0	0	133	931	804	3,062
46 鹿児島県	2,616	939	1	1,426	48	239	2,532	7,801
47 沖縄県	653	0	0	73	0	239	84	1,049
合計	99,998	69,406	15,206	22,714	5,813	43,268	36,822	293,227

表2 年度別認可地縁団体総数一覧

(参考)

区分	5年度	6年度	7年度	8年度	地縁団体総数	8年度/総数
北海道	161	234	292	318	16,436	1.9%
青森県	31	47	62	66	3,586	1.8%
岩手県	16	23	32	41	3,687	1.1%
宮城県	24	34	45	51	4,991	1.0%
秋田県	70	105	154	170	5,679	3.0%
山形県	250	353	437	479	4,378	10.9%
福島県	77	115	149	162	6,054	2.7%
茨城県	33	52	75	84	12,151	0.7%
栃木県	71	102	132	140	4,530	3.1%
群馬県	52	85	126	133	3,154	4.2%
埼玉県	71	102	137	152	7,087	2.1%
千葉県	71	115	151	168	9,580	1.8%
東京都	140	195	256	276	8,739	3.2%
神奈川県	147	204	255	279	7,057	4.0%
新潟県	181	279	375	419	8,601	4.9%
富山県	155	224	268	285	4,459	6.4%
石川県	117	159	187	197	3,033	6.5%
福井県	75	124	162	173	3,659	4.7%
山梨県	6	11	14	18	2,561	0.7%
長野県	73	132	200	218	5,116	4.3%
岐阜県	105	143	179	198	8,941	2.2%
静岡県	147	224	291	324	9,138	3.5%
愛知県	183	256	327	350	12,418	2.8%
三重県	65	99	141	155	3,371	4.6%
滋賀県	30	48	74	89	3,244	2.7%
京都府	32	50	68	70	3,531	2.0%
大阪府	108	140	177	190	12,557	1.5%
兵庫県	124	187	243	280	10,058	2.8%
奈良県	35	61	79	86	3,753	2.3%
和歌山県	41	53	73	78	3,709	2.1%
鳥取県	24	38	53	61	2,713	2.2%
島根県	101	142	175	193	4,155	4.6%
岡山県	99	169	240	256	14,308	1.8%
広島県	86	114	150	152	9,971	1.5%
山口県	114	169	222	246	7,477	3.3%
徳島県	11	17	23	23	6,013	0.4%
香川県	94	134	196	231	4,940	4.7%
愛媛県	68	98	123	134	6,647	2.0%
高知県	16	26	46	49	4,536	1.1%
福岡県	186	279	371	407	9,106	4.5%
佐賀県	44	85	113	131	2,484	5.3%
長崎県	139	191	232	248	3,716	6.7%
熊本県	116	177	224	247	5,302	4.7%
大分県	16	44	77	92	4,689	2.0%
宮崎県	63	100	141	157	3,062	5.1%
鹿児島県	162	243	329	362	7,801	4.6%
沖縄県	28	35	50	53	1,049	5.1%
合計	4,058	6,017	7,926	8,691	293,227	3.0%

表3 認可地縁団体所在市町村数一覽

区 分	都道府県内 市区町村数(a)	うち所在 市町村数(b)	(b)/(a) (%)	(参考)認可 地縁団体数
北海道	212	63	29.7%	318
青森県	67	15	22.4%	66
岩手県	59	13	22.0%	41
宮城県	71	16	22.5%	51
秋田県	69	42	60.9%	170
山形県	44	39	88.6%	479
福島県	90	40	44.4%	162
茨城県	85	33	38.8%	84
栃木県	49	24	49.0%	140
群馬県	70	27	38.6%	133
埼玉県	92	41	44.6%	152
千葉県	80	40	50.0%	168
東京都	63	38	60.3%	276
神奈川県	37	20	54.1%	279
新潟県	112	70	62.5%	419
富山県	35	19	54.3%	285
石川県	41	26	63.4%	197
福井県	35	21	60.0%	173
山梨県	64	9	14.1%	18
長野県	120	40	33.3%	218
岐阜県	99	42	42.4%	198
静岡県	74	38	51.4%	324
愛知県	88	43	48.9%	350
三重県	69	34	49.3%	155
滋賀県	50	25	50.0%	89
京都府	44	18	40.9%	70
大阪府	44	25	56.8%	190
兵庫県	91	35	38.5%	280
奈良県	47	23	48.9%	86
和歌山県	50	20	40.0%	78
鳥取県	39	17	43.6%	61
島根県	59	32	54.2%	193
岡山県	78	38	48.7%	256
広島県	86	22	25.6%	152
山口県	56	32	57.1%	246
徳島県	50	9	18.0%	23
香川県	43	31	72.1%	231
愛媛県	70	28	40.0%	134
高知県	53	20	37.7%	49
福岡県	97	55	56.7%	407
佐賀県	49	27	55.1%	131
長崎県	79	26	32.9%	248
熊本県	94	43	45.7%	247
大分県	58	21	36.2%	92
宮崎県	44	18	40.9%	157
鹿児島県	96	46	47.9%	362
沖縄県	53	13	24.5%	53
合 計	3,255	1,417	43.5%	8,691